

令和7年度 技能講習受講支援事業実施要領

川島町商工会工業部

1. 目的

経営対策の一環として、経営上で必要となる各種技能等の資質向上を図ろうとする川島町商工会の会員事業所に対して、取得する費用の一部を助成することにより、事業所の持続的な経営と発展に寄与することを目的とします。

2. 対象となる講習等

助成対象となる技能講習は、次の各号のいずれかに該当するもので、本会が認めるものとします。

- (1) 事業を経営する上で必要とする技能講習であること。
- (2) 受講取得により当該事業所に有意義であると認めるもの。
- (3) その他自己啓発と自主学習意欲を喚起し当該事業所の発展に貢献すると認めるもの。

※助成対象となる講習等については別紙 **参考資料** をご参照下さい。

記載されていない講習等でも、申請して頂ければ、商工会で審査し、当該事業所の発展に貢献すると認められれば、助成対象とします。

3. 対象となる受講期間

令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

4. 助成金申請書の提出期限

令和8年2月4日（水）・・・郵送可

5. 助成金額

助成金額は、受講料・テキスト代の1／2以内（千円未満は切り捨て）とし、1事業所あたり年間20,000円を限度とする。

なお、キャリア形成促進及び建設教育訓練など、他の助成金を受けた場合はこれらを除き自己負担の範囲内とします。

※順次受付を行い、予算額に達し次第受付終了とさせていただきます。

6. 申請方法

講習を受講される前に、商工会宛に事前申請書をご提出ください。

（対象となる講習か予算の範囲内か等を確認致します。）

講習終了後、速やか（概ね1か月以内、もしくは申請書提出期限の令和8年2月4日（水）・・・郵送可）に当会所定の申請書に、受講申込書と受講終了がわかる書類及び領収書の写しを添付し、商工会へご申請ください。

【問合せ・申請先】 川島町商工会 〒350-0131 比企郡川島町平沼1175

TEL：049-297-6565 FAX：049-297-6566